

—— 樣式・資料編 ——

申請書様式（第十八条関係）

年 月 日

明石市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

令和〇〇年△月□日

明石市長 様

規約に定めている事務所の住所が地縁団体の所在地となります。事務所の所在地を代表者（会長）宅としている場合は、代表者宅の住所を記入してください。

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 明石市〇〇町△丁目□番×号

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

1 規約

作成例 70ページ

2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

3 構成員の名簿

4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

5 申請者が代表者であることを証する書類

総会議事録に議長及び議事録署名人（2名以上）の計3名以上の署名があるもの

過去2年間の事業報告書・決算書及び当年度の事業計画書・予算書

①地縁による団体の代表者の承諾書（27，28ページ）
②申請者が代表者に選出されたときの総会議事録に議長及び議事録署名人（2名以上）の計3名以上の署名があるもの

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

〇〇自治会

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

令和〇〇年△月□日

住 所 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

氏 名 〇〇 〇〇

代 理 人 の 有 無

地縁による団体の名称

代表者名

1. 代理人の有無（いずれかを○で囲んでください）

（1） 有

代理人氏名

住 所

（2） 無

※「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

代理人の有無

地縁による団体の名称

〇〇自治会

代表者名

〇〇 〇〇

1. 代理人の有無（いずれかを○で囲んでください）

(1) 有

代理人氏名 〇〇 〇〇

住 所 明石市〇〇町△丁目□番地×号

(2) 無

下記※印に該当する代理人が指定されている
場合のみ「有」に○をつけ、代理人氏名と住所
を記載。いない場合は「無」に○をつける。

※「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1. 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無（いずれかを○で囲んでください）

(1) 有

(2) 無

2. 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無（いずれかを○で囲んでください）

(1) 有

職務代行者氏名

住 所

(2) 無

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務執行代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分をいう。

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

〇〇自治会

代表者名

〇〇 〇〇

1. 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無（いずれかを○で囲んでください）

(1) 有

(2) 無

下記注釈に該当する裁判所からの執行停止処分がなされている場合のみ「有」に○をつけ、それ以外は「無」に○をつける。

2. 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無（いずれかを○で囲んでください）

(1) 有

職務代行者氏名 〇〇 〇〇

住 所 明石市〇〇町△丁目□番地×号

(2) 無

下記注釈に該当する裁判所からの職務代行者選任処分がなされている場合のみ「有」に○をつけ、職務代行者の氏名と住所を記載。それ以外は「無」に○をつける。

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務執行代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分をいう。

申請書様式（第二十二条の二の五関係）

年 月 日

明石市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

令和〇〇年〇月△日

明石市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 明石市〇〇町△丁目□番×号

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

〇〇自治会集会所、〇〇町内会公民館等の名称が付いている場合は、その名称を記入して下さい。名称がない場合は、集会所、事務所、居宅等の区分を記入してください。

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転）

・建物

名 称	床 面 積	所 在 地
〇〇自治会集会所	58.5㎡	明石市〇〇町□丁目△番×号

・土地

田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地の区分を記入してください。

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	40.8㎡	明石市〇〇町□丁目△番×号

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 △△ △△

住 所 明石市〇〇町□丁目★番×号

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をするについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

申出書様式（第二十二条の三関係）

年 月 日

明石市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
- ☐ 住民票の写し
- ☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

記入例

申出書様式（第二十二条の三関係）

令和〇〇年〇月△日

明石市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称 〇〇自治会
- (2) 申請不動産に関する事項
- ・建物

〇〇自治会集会所、〇〇町内会公民館等の名称が付いている場合は、その名称を記入して下さい。名称がない場合は、集会所、事務所、居宅等の区分を記入して下さい。

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇自治会集会所	5 8 . 5 m ²	明石市〇〇町△丁目□番×号

- ・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	4 0 . 8 m ²	明石市〇〇町□丁目△番×号

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 △△ △△

住 所 明石市〇〇町□丁目★番×号

田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地の区分を記入して下さい。

(3) 公告期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☒ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

〇〇〇〇〇〇

(別添書類)

- ☒ 申請不動産の登記事項証明書
- ☒ 住民票の写し
- ☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

年 月 日

明石市長 様

交付請求者

氏 名 _____

住 所 _____

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、下記の地縁による団体に係る同条第 10 項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 請求に係る地縁による団体

(1) 名称 _____

(2) 主たる事務所の所在地 明石市 _____

2 通 数 _____ 通

3 使用目的及び提出先 _____

4 代表者等の住所の表示の申出の有無 ☐ 有 ☐ 無

※交付請求者が代表者等本人でない場合、代表者等の住所を表示した証明書を発行するためには委任状が必要となります。

手数料 (1 通 3 0 0 円)	証紙貼付欄
----------------------	-------

記入例

令和〇〇年〇月△日

明石市長 様

交付請求者

請求者の氏名と住所を記入してください。

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 明石市〇〇町△丁目×番◇号

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、下記の地縁による団体に係る同条第 10 項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 請求に係る地縁による団体

(1) 名称 〇〇自治会

(2) 主たる事務所の所在地 明石市〇〇町△丁目□番×号

2 通 数 1 通

3 使用目的及び提出先

4 代表者等の住所の表示の申出の有無 ☐ 有 ☐ 無

※交付請求者が代表者等本人でない場合、代表者等の住所を表示した証明書を発行するためには委任状が必要となります。

手数料
(1 通 3 0 0 円)

証紙貼付欄

1 通につき 3 0 0 円の明石市収入証紙が必要です。
明石市役所本庁舎 2 階の銀行窓口（午後 3 時まで）
又は、会計室（午後 3 時以降）にて購入できます。

年 月 日

明石市長 様

委 任 状

＊ 必ず全て委任者が記入してください。

◇委任者の 住 所 :

氏 名 :

日中連絡先電話番号 :

※委任内容に疑義がある場合、委任者に電話で確認することがあります。

私は下記の者を代理人として、委任者の住所を表示した認可地縁団体証明書発行に関する権限を委任いたします。

記

◇代理人 住 所 :

氏 名 :

※窓口に来られた方（代理人）の本人確認ができるものをご提示ください。

以上

様式第 1 号（第 3 条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

明石市長 様

地縁団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

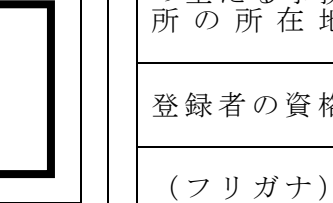
登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体 の 名 称	
	認可地縁団体 の主たる事務 所 の 所 在 地	明石市
	登録者の資格	
	(フリガナ) 申請者の氏名 及び生年月日	印 (生年月日 年 月 日)
	申請者の住所	明石市

代理人による申請の 場合	代理人の氏名	
	代理人の住所	

- (注意事項)
- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人（認可地縁団体台帳に記載されている者に限ります。）によるときは、委任の旨を証する書面を添えてください。
 - 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
 - 3 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、その個人の印鑑の印鑑登録証明書を添えてください。
 - 4 登録者の資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

令和〇〇年□月△日

地縁団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関する規則第3条第1項の規定により、次のとお
認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録しようとする 認可地縁団体印鑑  認可地縁団体の名称が入っていれば「自治会・町内会之印」でも「自治会・町内会長之印」でもどちらでも構いません。	認可地縁団体の 名 称	〇〇自治会
	認可地縁団体の 主たる事務 所の 所 在 地	明石市〇〇町△丁目□番×号
	登録者の資格	代表者
	(フリガナ) 申請者の氏名 及び生年月日	△△ △△ 〇〇 〇〇  (生年月日 昭和〇〇年□月△日)
申請者の住所	明石市〇〇町□丁目◇番◆号	

代理人による申請の 場合	代理人の氏名	
	代理人の住所	

1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人（認可地縁団体台帳に記載されている者に限ります。）によるときは、委任の旨を証する書面を添えてください。

- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください

3 氏名 この書類と以下のものをご持参ください。

- 4 登録
かを認
- ・登録する認可地縁団体の印鑑
 - ・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
 - ・代表者個人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内）及びその印鑑

様式第3号（第6条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書		
年 月 日		
明石市長 様		
地縁団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。		
登録されている 認可地縁団体印鑑 	必要枚数	枚
	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	明石市
	登録者資格	
	(フリガナ) 申請者の氏名 及び生年月日	(生年月日 年 月 日)
	申請者の住所	明石市
代理人による申請の場合	代理人の氏名	
	代理人の住所	
(注意事項)		
1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人（認可地縁団体台帳に記載されている者に限ります。）によるときは、委任の旨を証する書面を添えてください。		
2 登録者の資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。		
手数料 (1通 300円)		
証紙貼付欄		

記入例

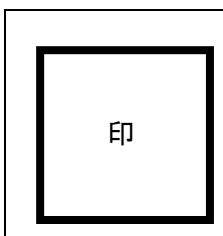
様式第3号（第6条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和〇〇年〇月△日

明石市長 様

地縁団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

登録されている 認可地縁団体印鑑 	必 要 枚 数	1 枚
	認可地縁団体の名称	〇〇自治会
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	明石市〇〇町△丁目□番×号
	登録者資格	代表者 「代表者」と記入してください。
	(フリガナ) 申請者の氏名及び生年月日	△△ △△ 〇〇 〇〇 (生年月日 昭和〇〇年〇月△日)
	申請者の住所	明石市〇〇町□丁目◇番◆号

代理人による申請の場合	代理人の氏名	
	代理人の住所	

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人（認可地縁団体台帳に記載されている者に限り、委任の旨を証する書面を添えてください。）

- 登録されている認可地縁団体の印鑑
・ 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
・ 1通につき300円の明石市収入証紙

手数料
(1通 300円)

証紙貼付欄

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

明石市長 様

地縁団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関する規則第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	明石市
	登録者の資格	
	(フリガナ) 申請者の氏名及び生年月日	印 (生 年 月 日 年 月 日)
	申請者の住所	明石市
	廃止の理由	☐ 亡失 ☐ その他 ()

代理人による申請の場合	代理人の氏名	
	代理人の住所	

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人（認可地縁団体台帳に記載されている者に限ります。）によるときは、委任の旨を証する書面を添えてください。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印するとともに、その個人の印鑑の印鑑登録証明書を添えてください。
- 3 登録者の資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

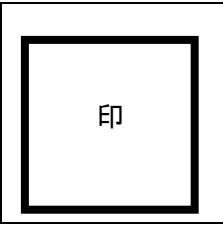
様式第5号（第9条関係）

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

令和〇〇年〇月△日

明石市長 様

地縁団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関する規則第9条第1項又は第2項の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	〇〇自治会
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	明石市〇〇町△丁目□番×号
	登録者の資格	代表者
	(フリガナ) 申請者の氏名及び生年月日	△△ 〇〇 〇〇 印 (生年月日 昭和〇〇)
	申請者の住所	明石市〇〇町□丁目◇番◆号
	廃止の理由	☐ 亡失 ☐ その他 ()
代理人による申請の場合	代理人の氏名	
	代理人の住所	

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人（認可地縁団体台帳に記載されている者に限ります。）によるときは、委任の旨を証する書面を添えてください。
- この書類と以下のものをご持参ください。
 - ・登録している認可地縁団体の印鑑
 - ・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
- 【認可地縁団体の印鑑を亡失した場合】
 - ・代表者個人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内）及びその印鑑

表
さ
ず

年 月 日

明石市長 様

委 任 状

＊ 必ず全て委任者が記入してください。

◇委任者の 住 所 :

氏 名 :

日中連絡先電話番号 :

※委任内容に疑義がある場合、委任者に電話で確認することがあります。

私は下記の者を代理人（認可地縁団体台帳に記載された者に限ります。）として、次の権限を委任いたします。

☐ 認可地縁団体印鑑登録に関すること

☐ 認可地縁団体印鑑登録証明書発行に関すること

☐ 認可地縁団体印鑑登録廃止に関すること

記

◇代理人 住 所 :

氏 名 :

※窓口に来られた方（代理人）の本人確認ができるものをご提示ください。

以上

申請書様式（第二十二条関係）

年 月 日

明石市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項に規定する規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

記入例

申請書様式（第二十二条関係）

令和〇〇年〇月△日

明石市長 様

規約に定めている事務所の所在地を記入して下さい。規約の変更で、事務所の所在地を変更する場合は、変更後の所在地を記入してください。

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 明石市〇〇町△丁目□番×号

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項に規定する規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

・「規約変更の内容及び理由」
(49, 50ページ)
・変更前の規約及び変更後の規約

規約変更を議決した総会議事録に議長及び議事録署名人(2名以上)の計3名以上の署名があるもの

規約の変更内容が告示事項に該当する場合(名称、目的、事務所の所在地、区域の変更など)は、別途、告示事項変更届出書が必要です。

規約変更の内容及び理由

地縁による団体の名称

変更前 の内容	
変更後 の内容	
変更事由	

記入例

規約変更の内容及び理由

地縁による団体の名称 ○○自治会

変更前 の内容	（事務所の所在地） 第3条 この会は、事務所を代表者の自宅に置く。
変更後 の内容	（事務所の所在地） 第3条 この会は、事務所を明石市○○町△△××番（○○自治会館）に置く。
変更事由	○○自治会館を新たに建設したため、事務所の所在地を代表者の自宅から○○自治会館に変更する。

届出書様式（第二十条関係）

年 月 日

明石市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所 在 地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

記入例

届出書様式（第二十条関係）

令和〇〇年△月□日

明石市長 様

規約に定めている事務所の所在地を記入してください。
規約の変更で事務所の所在地を変更した場合は、変更後の所在地を記入してください。
事務所の所在地を代表者（会長）宅としている場合に代表者が変更した場合は、新代表者宅の住所を記入してください。

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所 在 地 明石市〇〇町△丁目□番×号

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

新たに代表者になられた方

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

変更事項を記入し、その下に記入例のように新旧がわかるように記入してください。

1 変更があった事項及びその内容

代表者の変更

旧 〇〇 〇〇 住所 明石市〇〇町□丁目△番□号

新 〇〇 〇〇 住所 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

所在地の変更

旧 明石市〇〇町□丁目△番□号

新 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

事務所の所在地を代表者宅としている場合に代表者が変更した場合は、所在地も変更になりますので、記入してください。

2 変更の年月日

令和〇〇年△月□日

3 変更の理由

役員改選

添付資料

- ・ 変更を議決した会議の議事録に議長及び議事録署名人（2 名以上）の計 3 名以上の署名があるもの

【代表者変更の場合】

- ・ 「地縁による団体の代表者の承諾書」（27、28 ページ）

年 月 日

明石市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所 在 地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

解 散 届 出 書

地方自治法第 260 条の 20 の規定により、明石市長から認可を受けた本地縁による団体を解散したので、解散したことを証する書類を添えて届け出ます。

1 区域

2 解散年月日

3 解散事由

4 清算人の氏名及び住所

氏名

住所

5 財産の帰属（市長の認可の要否）

記入例

令和〇〇年〇月△日

明石市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所 在 地 明石市〇〇町△丁目□番×号

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

解 散 届 出 書

地方自治法第260条の20の規定により、明石市長から認可を受けた本地縁による団体を解散したので、解散したことを証する書類を添えて届け出ます。

1 区域

明石市〇〇町の全域

規約で定めている区域を記入してください。

2 解散年月日

令和〇〇年〇月△日

3 解散事由

総会の決議

4 清算人の氏名及び住所

氏名 〇〇 〇〇

住所 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

添付資料

解散の承認を受けたことが記載された書類の写し
(解散を議決した総会の議事録に議長及び議事録
署名人(2名以上)の計3名以上の署名があるもの)

5 財産の帰属(市長の認可の可否)

〇〇〇

年 月 日

明石市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所 在 地 _____

清算人の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

清 算 結 了 届 出 書

地方自治法第 260 条の 33 の規定により、 年 月 日に解散した本地縁による団体の清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

1 区域

2 清算終了年月日

記入例

令和〇〇年〇月△日

明石市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所 在 地 明石市〇〇町△丁目□番×号

清算人の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 明石市〇〇町□丁目◇番◆号

清 算 結 了 届 出 書

地方自治法第 260 条の 33 の規定により、令和〇年〇月△日に解散した本地縁による団体の清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

1 区域

明石市〇〇町の全域

規約で定めている区域を記入してください。

2 清算終了年月日

令和〇〇年△月×日

添付資料

清算が終了したことを証する書類（清算書、領収書等）

〇〇自治会規約

第1章 総則 (名称) 第1条 この会は、〇〇自治会（以下「会」という。）と称する。 (区域) 第2条 この会の区域は、明石市〇〇町△△番から××番、□□番から◆◆番までの区域とする。 (主たる事務所) 第3条 この会の主たる事務所は、〇〇会館（明石市〇〇町△丁目□番×号）に置く。	※「名称」は、必要記載事項です。 地方自治法（以下「法」という）上、団体の名称についての制限はありません。ただし、他の法令において、名称の使用制限がある場合は、その法令に従ってください。（制限されている例：商工会など） ※「区域」は、必要記載事項です。 客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は大字及び地番又は住居表示により明示します。 （⇒法第260条の2第2項第2号 参照） 【例1】区域が大字、丁目、町（行政区画）全域である場合 第2条 この会の区域は、明石市〇〇町の全域とする。 【例2】別表で明記する場合 第2条 この会の区域は、明石市〇〇町△△のうち、別表に定める区域とする。 別表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>大字名</th><th>地 番</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△△</td><td>4の一部、20の一部、84の2、85の1から85の3まで、86の1から86の3まで</td></tr> </tbody> </table> 【例3】河川や道路等で明記する場合 第2条 この会の区域は、明石市〇〇町のうち、△△川の北の区域とする。 〔地縁による団体〕 地方自治法第260条の2 2(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ※「主たる事務所の所在地」は、必要記載事項です。 集会施設あるいは、代表者の自宅に置くこととするのが一般的です。主たる事務所の所在地が地縁による団体の所在地となります。 【例1】代表者の自宅に置く場合 第3条 この会は、主たる事務所を代表者の自宅に置く。	大字名	地 番	△△	4の一部、20の一部、84の2、85の1から85の3まで、86の1から86の3まで
大字名	地 番				
△△	4の一部、20の一部、84の2、85の1から85の3まで、86の1から86の3まで				

第2章 目的 (目的) 第4条 この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の親睦と福祉の増進を図るとともに、地域生活環境の整備や防災などに努め、明るく住み良いまちづくりを行うことを目的とする。 (事業) 第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 会員相互の親睦に関すること。 (2) 専門部活動に関すること。 (3) 会員相互の連絡及び会内外の各種団体との連絡調整に関すること。 (4) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関すること。 (5) 所有する資産の管理及び運営に関すること。 (6) 自主防災組織に関すること。 (7) その他、会の目的達成に必要な事項に関すること。 第3章 会員 (会員) 第6条 この会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。 2 この会の活動を賛助する法人及び団体は、表決権を有しない賛助会員になることができる。	※「目的」は、必要記載事項です。 活動内容は、できるだけ具体的に書くようにしてください。今まで行ってきた活動を具体的に列挙する等の方法が考えられます。また、一部の活動を掲げるのではなく、活動全般について規定するようにしてください。 また、目的として、政党に関する事項を掲げることはできません。(⇒法第260条の2第2項第1号、第9項 参照) 〔地縁による団体〕 地方自治法第260条の2 2(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。 ※「構成員の資格に関する事項」は、必要記載事項です。 区域に住所を有する個人が全て団体の会員となり得ること。年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。 (⇒法第260条の2第2項第3号参照) ※法人や団体は、表決権等は有しないものの活動の賛助会員等の形で団体に参加することは可能です。 〔地縁による団体〕 地方自治法第260条の2 2(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
---	---

(会費) 第7条 会費は、1世帯月額〇〇円とし、〇ヶ月分前納とする。 2 会費は、各班において徴収し、班長がまとめて会計に納入するものとする。 (入会) 第8条 この会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。 2 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒まない。 (退会) 第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出るものとする。ただし、会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとする。 (1) 第2条に定める区域に住所を有しなくなったとき。 (2) 死亡したとき。 (3) 会費を〇年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。 第4章 役員 (役員) 第10条 この会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 〇名 (3) 庶務 〇名 (4) 会計 〇名 (5) 監事 〇名	※会費は会員にとっても団体にとっても重要事項であるため、金額を定めるか、「総会において定める」と規約で定める必要があります。ただし、「総会において定める」場合、毎年度の通常総会で会費を定める必要があります。 ※入会及び退会に係る手続き事項をできる限り定めてください。ただし、入会（退会）手続きは、入会（退会）の意思が団体として確認できるものにとどめ、入会（退会）に際し、制約を課するようなものとすることは認められません。 ※正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。 (⇒法第260条の2第7・8項 参照) 〔地縁による団体〕 地方自治法第260条の2 7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。 ※「代表者に関する事項」は、必要記載事項です。 代表者の選出方法、任期、権限、代表者に委任する事務がある場合には、その事項を定めてください。なお、代表者は必ず1名置いてください。また、1名又は数名の監事を置くことができます。その際の職務は、第12条第5項のとおりです。(⇒法第260条の5、第260条の11 参照) 〔代表者〕 地方自治法第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。 〔監事〕 地方自治法第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。
---	---

(役員の選任) 第 1 1 条 役員は、総会において、会員の中から選任する。 2 監事は、他の役員と兼ねることができない。 (役員の職務) 第 1 2 条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。 3 庶務は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。 4 会計は、この会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。 5 監事は、次の職務を行う。 (1) この会の会計、資産及び会務執行の状況を監査する。 (2) 前号の監査において、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告する。 (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求する。 (役員の任期) 第 1 3 条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期とする。 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任又は任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。	※役員の選任は、総会において行うことが望ましいです。なお、監事は業務の執行を監査する役職上、会長、副会長その他の役員との兼務を避ける必要があります。 ※役員の職務については、職務の内容を明らかにしてください。 ※副会長による会長の代行は、法律行為に及び得ないので、直ちに後任の会長を選任しなければなりません。 〔認可地縁団体の代表〕 地方自治法第 260 条の 6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。 〔監事の職務〕 地方自治法第 260 条の 12 1 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。 (1) 財産の状況を監査すること。 (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。 (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。 (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。 ※役員の任期は、法律上特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性上問題があり、またあまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。 ※職務執行上支障が出ないよう第 1 3 条第 3 項のような定めを置くことが望ましいです。
--	--

第5章 会議 (会議の種類) 第14条 この会の会議は、総会及び役員会とする。 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。 (会議の構成) 第15条 総会は、会員をもって構成する。 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (会議の権能) 第16条 総会は、次の事項を議決する。 (1) 事業計画及び予算に関すること。 (2) 事業報告及び決算に関すること。 (3) 役員の選任及び解任に関すること。 (4) 規約の制定改廃に関すること。 (5) その他、この会の運営に係る重要事項に関すること。 2 役員会は次の事項を議決する。 (1) 総会で議決を求める事項に関すること。 (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。 (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。 3 第1項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。 (通常総会) 第17条 通常総会は、毎年1回開催する。	※「会議に関する事項」は、必要記載事項です。 通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項、権能を定めてください。 ※監事は、会務の執行を監査する職務上、具体的な会務の執行方針を決定する役員会に参画しないこととすることが適当です。ただし、オブザーバーとして出席させることは構いません。 ※地縁による団体の事務は、規約をもって役員会等に委任したものを除いて全て総会の決議をもって行うことになっています。規約の改正、解散決議など法律上総会の権限とされている事項、事業計画・事業報告及び予算・決算は重要事項なので、総会の議決又は承認にかからしめる必要があります。(⇒法第260条の16 参照) 〔認可地縁団体の事務の執行〕 地方自治法第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。 〔通常総会〕 地方自治法第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。 ※「5分の1」の定数を規約により変更することは可能です。(⇒法第260条の14第2項 参照)
--	---

(臨時総会)

第18条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき若しくは第12条第5項第3号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(役員会)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員のお分の〇以上から会議の目的である事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第20条 総会及び役員会は会長が招集する。
2 総会又は役員会を招集する場合は、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。ただし、役員会は、会長が開催する必要があると認めるときは、この限りではない。
3 会長は、第18条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から△日以内に役員会を招集しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。
2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

〔臨時総会〕

地方自治法第260条の14

- 1 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 2 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

※総会の招集は、少なくとも5日前にその会議の目的である事項を示し、規約に定めた方法で行わなければならない。(⇒法第260条の15 参照)

〔総会の招集〕

地方自治法第260条の15

認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

※「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

(会員の表決権) 第 2 2 条 会員の表決権は、会員 1 人につき 1 票とする。 (定足数) 第 2 3 条 会議は、総会においては会員総数の過半数、役員会においては役員の過半数の出席で成立する。 (議決) 第 2 4 条 総会においては、第 2 0 条第 2 項の規定により、あらかじめ通知した事項のみ決議できる。 2 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。 3 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。 4 可否同数のときは、議長がこれを決する。 (書面表決等) 第 2 5 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員又は役員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第 2 2 条及び前条の規定の適用については、その会員又は役員は出席したものとみなす。	※世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において認められ、世帯単位の表決権が合理的であると認められる事項については、構成員の表決権を世帯単位に平等なものとして「会員の表決権は、会員の所属する世帯の構成員数分の 1 票とする。」旨を規約に定めることは可能です。 〔総会の決議事項〕 地方自治法第 260 条の 17 認可地縁団体の総会においては、第 260 条の 15 の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 〔構成員の表決権〕 地方自治法第 260 条の 18 1 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。 2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。 3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができる。 4 前 3 項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。
--	---

(議事録) 第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 会員又は役員の現在数 (3) 出席会員又は出席役員の数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む。) (4) 議決事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。 第6章 資産及び会計 (資産の構成) 第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) その他の収入 (資産の管理及び処分) 第28条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。 2 前条第1号に掲げる資産のうち、不動産等のこの会の活動上重要な資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会の議決を得なければならない。 (経費の支弁) 第29条 この会の経費は、資産をもって支弁する。	※議事録を作成する必要があることを規約に定めておかなければなりません。 ※「資産に関する事項」は、必要記載事項です。 表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定めると簡便です。 ※資産の管理は、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当ですが、不動産等の重要な資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。
--	--

(事業計画及び予算) 第30条 この会の事業計画及び予算は、事業年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に事業計画及び予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び予算を基準として会務の執行をすることができる。 (事業報告及び決算) 第31条 この会の事業報告及び決算は、監事の監査を経て、事業年度終了後△箇月以内に、総会の承認を得なければならない。 (事業年度) 第32条 この会の事業年度は、毎年△月△日に始まり、△月△日に終わる。 第7章 定款の変更及び解散 (規約の変更) 第33条 この規約は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得て、かつ、明石市長の認可を受けなければ変更することができない。	※事業計画、事業報告、予算、決算は、団体にとって重要事項ですから、総会の議決が必要です。ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を年2回行うことが必要になりますが、通常総会は、年度終了後3か月以内に1回だけ行う場合が多いです。したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決されるまでの間は、事業計画及び予算がないこととなりますので、第30条第2項のように定めておくことが実務上適当です。 ※事業年度の定め方は特に制限はありません。4月1日から3月31日まで、もしくは1月1日から12月31日までとすることが多いです。 ※「規約の変更」は、必要記載事項です。 規約の変更は、市長の認可を受けなければ、その効力を生じません。なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。(⇒法第260条の3 参照) 〔規約の変更〕 地方自治法第260条の3 1 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
---	--

(解散及び残余財産の処分) 第34条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。 2 解散のときに有する残余財産は、総会の議決を得て、この会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。	※解散の事由を規約で定めることができます。総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とすることは適当ではありません。(⇒法第260条の21 参照) 〔認可地縁団体の解散の決議〕 地方自治法第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の四分之三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 〔残余財産の帰属〕 地方自治法第260条の31 1 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。 3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。
第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第35条 この会の主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置く。 (1) 規約 (2) 会員名簿 (3) 認可及び登記等に関する書類 (4) 総会及び役員会の議事録 (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類 (6) 財産目録等資産の状況を示す書類 (7) その他必要な帳簿及び書類	※会員名簿と財産目録は必ず作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。(⇒法第260条の4 参照) 〔財産目録及び構成員名簿〕 地方自治法第260条の4 1 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。 2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(細則) 第36条 役員会は、この規約の施行に関し必要がある場合、細則を定めることができる。ただし、細則を制定したときは、次の総会で承認を得なければならない。 附 則 1 この規約は、○年○月○日から施行する。	※規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいとされていますが、必ず次の総会で承認を得る必要があります。細則とは、「弔慰金規程」や「旅費規程」などが挙げられます。
---	---

〇〇自治会総会議事録

1 開催日時

令和〇〇年△月◇日 午前〇〇時～午前△△時

2 開催場所

明石市〇〇町△丁目□番×号

〇〇自治会集会所

3 会員総数

〇〇名

規約における定足数を満たしている
かどうか確認しましょう。

4 出席会員数

××名（うち委任状出席☆☆名）

5 議案

第1号議案 地縁団体認可申請について

第2号議案 規約の改正について

第3号議案 区域の確定について

第4号議案 構成員の確定について

第5号議案 保有資産の確定について

第6号議案 代表者の決定について

6 議事の経過

（1）会長〇〇 〇〇氏が規約第〇条に基づき、本日の総会は定足数を満たしたので、有効に成立した旨を告げた。

（2）会長が、議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって△△ △△氏が選任された。

（3）議長が、◇◇ ◇◇氏と×× ××氏を議事録署名人に指名したところ、満場一致で承認された。

（4）続いて、議案の審議に入った。

第1号議案 地縁団体認可申請について

議長から〇〇自治会を地縁団体として、明石市長に認可申請する旨を説明し、諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第2号議案 規約の改正について

議長が規約改正の趣旨を説明し、諮ったところ、全員異議な

- くこれを承認した。
- 第3号議案 区域の確定について
議長が区域の確定について説明し、諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。
- 第4号議案 構成員の確定について
議長が構成員の確定について説明し、諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。
- 第5号議案 保有資産の確定について
議長が保有資産について説明し、諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。
- 第6号議案 代表者の決定について
議長が地縁団体の代表者を〇〇 〇〇氏とすることについて諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(5) 以上をもって、議長より本総会の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

以上の議事録は、総会の議事内容に相違ないことを認めます。

議事録を作成した年月日を記入してください。

令和〇〇年△月◇日

議長と議事録署名人(2名以上)の署名が必要です。

議長	〇〇	〇〇
議事録署名人	△△	△△
議事録署名人	××	××

作成例

〇〇自治会財産目録

令和〇〇年△月□日

区 分	所在数量等	金額（評価額）	備 考
（資産の部）			
I 流動資産			
1 現金預金			
（１）現金			
現金手許有高			
（２）当座預金			
〇〇銀行△△支店			
（３）普通預金			
〇〇銀行××支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費 ×名			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 車輛運搬具			
5 什器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
○分利国債			
資 産 合 計 A			
（負債の部）			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行△△支店			
負 債 合 計 B			
差 引 正 味 財 産（A－B）			

